

2022.12.01

ESG リスクトピックス <2022 年度第 9 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<サステナビリティ開示>

○欧州サステナビリティ開示指令が最終承認 開示義務化の企業が拡大

(参考情報：2022 年 11 月 28 日付 EU HP

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/11/28/council-gives-final-green-light-to-corporate-sustainability-reporting-directive/>

欧州理事会は 2022 年 11 月 28 日、域内の企業にサステナビリティ情報の開示を求める「企業サステナビリティ報告指令（CSRD：Corporate Sustainability Reporting Directive）」案を最終承認した。域内で事業を行う企業は、一定の要件を満たせば、国籍を問わず適用される。今後は、加盟国が指令を踏まえて法制度を整備する。

新しい指令で、主に下記の要件を満たす企業は開示が義務化される。

- ・大企業
- ・上場企業（零細企業を除く）
- ・外国企業（域内売上 1 億 5000 万ユーロ超で、域内に子会社か拠点あり）

同月、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG：European Financial Reporting Advisory Group）は CSRD の詳細な報告基準を定める「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS：European Sustainability Reporting Standards）」の最終版を承認している。企業が環境に与える影響、人権や社会的基準、持続可能性について、より詳細な報告要件を盛り込んだ。サステナビリティの各課題について、戦略やビジネスモデル、ガバナンス、組織、持続可能性への影響、機会、リスクに関する重要性評価、さらに方針、目標、行動計画、業績に関する持続可能性報告が求められる。加えて、開示内容の第三者による保証が必要になる。

新しい指令は企業の特性に応じて段階的に対象が拡大する予定。具体的には、非財務情報開示指令（NFRD：Non-Financial Reporting Directive）適用企業は 2024 年、それ以外の大規模企業は 2025 年、上場中小企業およびその他の企業は 2026 年、外国企業は 2028 年に、それぞれの事業年度の情報が開示の対象になる。

EU におけるサステナビリティ情報の開示については、これまで NFRD が適用されていたが、同指令に法的拘束力がないこともあり、十分な内容の開示を行う企業が増加していないことが課題だった。新しい指令が適用されると、開示を求められる企業数は現在の約 12,000 社から約 50,000 社以上に拡大するという。現行の NFRD 下では対象外となっていた日本企業でも新たに適用対象になる可能性がある。適用の該否を含めた確認と開示に向けた準備が必要だ。

<気候変動>

ORE100が技術要件を改訂、再生可能エネルギーの「追加性」を重視

(参考情報：2022年10月24日付 RE100 updates its technical criteria to accelerate corporate impact

<https://www.there100.org/our-work/news/re100-updates-its-technical-criteria-accelerate-corporate-impact>)

2022年10月24日に国際イニシアチブ「RE100」は、技術要件の改訂を発表した。RE100は、企業が自らの事業に使用する電力の100%を再生可能エネルギー（以下、「再エネ」）で賄うことを目指すイニシアチブであり、2022年11月現在で世界389社（そのうち日本企業75社）が加盟している。RE100の加盟企業は、遅くとも2050年までに自社で消費する電力を100%再エネ由来とする必要があるが、今回の改訂により「再エネ電力」の技術要件が以下のように変更された。

- ・ 運転開始もしくは運転再開から15年以内の再エネ発電所から発電された電力に限定（以下、「15年ルール」）*

これにより運転開始から15年を超えた再エネ発電所には環境価値を認めず、従前より推奨していたものの加盟要件には入っていなかった「追加性（additionality）」を、より重視する姿勢をとった。15年ルールは、RE100加盟企業が2024年1月以降に調達する再エネ電力に対して適用される。

「追加性」は新たな再エネ設備投資を促す効果のことであり、国際的に主流化しつつある考え方である。ある事業者が従来から稼働している再エネ発電設備の電力に転換した場合、その事業者が排出するCO2は削減されるが、電力システム全体での再エネ割合が増えるわけではない。一方、再エネ発電設備を新設し、その電力を調達した場合、その分だけ電力システム全体の再エネ化も進むことになる。また企業が新設または比較的新しい発電設備由来の電力を選好すれば、発電事業者の再エネ発電に対する投資意欲の高揚にもつながり、電力システム全体の再エネ化をさらに後押しすることが期待される。

日本の再エネ電力の4割強**を占める水力発電は、ほぼすべての発電所が20世紀に運転を開始しており、15年以内という期日要件を満たさない。15年ルールに関しては例外的に全消費電力の15%分までが免除（ただし段階的に15年ルールを満たす再エネへの移行を推奨）されるものの、現在の電力調達ではRE100の技術要件に適合しない可能性がある。

このような追加性の要件に対応するために、国内の再エネ電力証書などの仕組みにおいて、運転開始日の明記や電力の由来をトラッキングするための情報の追加など、再エネ電力の透明性を高める必要があると考えられる。また再エネの調達を行う企業も、再エネの調達方法によって環境価値が大きく異なることを認識して、調達戦略を検討することが期待される。

* 自家発電、コーポレートPPAを除く

** 経済産業省 資源エネルギー庁

HP：<https://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/energy2021/007/>

<サステナビリティ開示>

○サステナビリティ開示、グローバル企業の98%が「保証あり」、「合理的保証」はごくわずか

(参考情報：2022年10月20日付 WBCSD HP

<https://www.wbcsd.org/contentwbc/download/15030/213118/>)

持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）が2022年10月20日に公表したレポート（「Reporting matters 10th anniversary edition」）によると、加盟企業154社が21年に発行したサステナビリティ報告書や統合報告書をレビューした結果、98%が開示内容について第三者による保証を受けていることが明らかになった。内訳では、「限定的保証」が82%の一方、「合理的保証」は6%に留まった。

限定的保証と合理的保証の違いは、監査人などが対象の情報の信頼度を表明する際の水準の違いに応じたもの。後者の方が保証のレベルは高い。情報の正確性や網羅性などについて、積極的に肯定する表現で意見を付ける場合が一般的だ。

日本企業の場合、時価総額上位100社対象の調査（21年6月）*で、サステナビリティ開示情報で保証を受けたのは47%。グローバル企業と比べると、浸透度合いで見劣りする状況だ。なお、内訳は、限定的保証が90%、合理的保証はゼロだった。

サステナビリティに関する開示情報の信頼性の確保・向上に向けて、国際的な基準や開示ルールの整備・改善の議論が進んでいる。各国の証券監督当局や取引所で構成する証券監督者国際機構（IOSCO）は、企業のサステナビリティに関する開示情報の保証に関する報告書を23年初めに公表予定。会計士の国際的な団体である国際監査・保証基準審議会（IAASB）や国際会計士倫理基準審査会（IESBA）も、監査品質の確保の観点からサステナビリティ情報の保証に関する国際基準を検討中だ。公的な開示ルールでは、米国証券取引委員会（SEC）の気候関連開示規則案（22年3月公表）や欧州連合（EU）の企業サステナビリティ報告指令（22年11月採択）が、適用対象企業に「限定的保証」から「合理的保証」へ段階的に移行を求める意向だ。一方、日本でも、金融庁の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（22年6月公表）で、サステナビリティ情報への保証を中長期的課題として言及した。国内外で整備が進む開示ルールに対応するため、日本企業のサステナビリティ情報の品質向上は急務といえる。

上記のWBCSDレポートは、実際に「限定的保証」から「合理的保証」への移行を経験したオランダの化学大手Royal DSMのケースを掲載。サステナビリティ情報の品質向上に係る実務上の課題を紹介している。それによると、「合理的保証」のレベルに移行するには、情報への信頼性を高めるため関連データを効率的に収集・集計・精査可能な社内システム・体制の整備が必要で、対応に伴う金銭的・時間的コストの増大の覚悟が迫られたという。こうした課題について、経済産業省の非財務情報開示指針研究会がワーキンググループを設置し、23年度上半期をメドにベストプラクティス等を公開する予定だ。

* IFAC, AICPA, CIMA “The State of Play in Sustainability Assurance”（2021年6月）

<独占禁止法>

○経産省と公取委、サイバーセキュリティ対策における独禁法および下請法の考え方を示す

(参考情報：2022年10月28日付 経済産業省 HP：

https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/hontai_1028.pdf

2022年10月28日付 公正取引委員会 HP：

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/cyber_security.html)

経済産業省と公正取引委員会は10月28日、「サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ向上のための取引先とのパートナーシップの構築に向けて」と題する指針を公表した。近年、大企業から中小企業までを含むサプライチェーン上の弱点を狙って、攻撃対象への侵入を図るサイバー攻撃が顕在化・高度化していることが背景にある。

サプライチェーンのビジネスパートナーである中小企業等において、サイバー攻撃への対策が不十分である場合、それらの企業へのサイバー攻撃により、自社が提供した重要な情報が流出するおそれや、当該企業を踏み台にして自社が攻撃されるおそれがあることから、企業は取引先に対してサイバーセキュリティ対策を要請するケースが増えている。

企業にとって取引先にサイバーセキュリティ対策を求めることは、自社および取引先の事業を守る上で必要性の高いものである一方、サイバーセキュリティ対策の実施を取引条件とすることや一定のサイバーセキュリティ対策を求めることについて、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請法上の問題にならないか懸念される。

本指針では、サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策強化の必要性を示す一方で、発注側企業（取引上優越的地位にある事業者）が取引先へのサイバーセキュリティ対策を要請する場合における独占禁止法および下請法上の問題となる行為を示している。

<独占禁止法および下請法において問題となる行為>

行為の種類	独占禁止法	下請法
(1) 取引先の対価の一方的決定	・取引先に対してサイバーセキュリティ対策を要請し、対策の実施によって取引先に生じるコスト上昇分を考慮することなく、一方的に著しく低い対価を定める行為	・下請法の規制対象となる取引において、下請事業者に対し、対策の実施によって下請事業者が生じるコスト上昇分を考慮することなく、著しく低い下請代金の額を不当に定める行為
(2) セキュリティ対策費の負担の要請	・取引先に対し、負担額およびその算出根拠等を明確にしないままセキュリティ対策費等の名目で金銭の負担を要請し、取引先にあらかじめ計算できない不利益や、取引先の利益等を勘案して合理的と認められる範囲を超える負担となる不利益を与える行為	・下請法の規制対象となる取引において、下請事業者に対し、自己のために金銭やサービス、その他の経済上の利益を提供させることによって下請事業者の利益を不当に害する行為
(3) 購入・利用強制	・取引先に対して、サイバーセキュリティ対策の要請に際し、合理的な必要性がないにもかかわらず、自己の指定する商品の購入やサービスの利用を強制する行為	・下請法の規制対象となる取引において、下請事業者に対し、正当な理由がある場合を除き、自己の指定する商品の購入やサービスの利用を強制する行為

本指針は、サイバー攻撃の高度化・巧妙化を踏まえたサプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策強化の取り組みを促進するとともに、その際の留意事項を整理したものといえる。

取引先へサイバーセキュリティ対策を求める企業においては、本指針を参考に、要請の合理性を考慮した上で、取引先が要請に応じることによって生じる負担について、十分な協議を行うことが期待される。

<サイバー>

○「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0（案）」に対する意見募集を開始

（参考情報 10月26日付 経済産業省および独立行政法人 情報処理推進機構 URL：

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000242524>

（最終閲覧 2022年11月14日）

2022年10月26日、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構は、サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0（案）（以下、Ver3.0（案）という）を公開し、意見募集を行った。意見募集期間は12月5日までとし、有識者や関係者から構成される改訂委員会によると、付録となるチェックシートや参考資料、実践のための手引書も含めて年度内には内容を確定し、公開するという。

Ver3.0（案）は、「経営者が認識すべき3原則」と経営者がCISO等へ指示、確実に実施させる「サイバーセキュリティ経営の重要10項目」の基本的な構成は維持しつつ、経営者が最新のサイバーセキュリティを取り巻く環境への認識と対策の実践ができるよう、記載内容の見直しが行われている。「経営者が認識すべき3原則」および「サイバーセキュリティ経営の重要10項目」における主な変更後の記載は以下のとおり（下線部はVer3.0（案）で新たに記載された事項）。

経営者が認識すべき3原則
<ul style="list-style-type: none"> ● 対策の実施を通じたサイバーセキュリティに関する<u>残留リスク</u>を許容水準まで低減することは経営者の責務である旨を記載 ● サプライチェーン構造の複雑化に伴い、<u>サプライチェーン全体を俯瞰し、総合的なセキュリティを徹底することの必要性等</u>を記載 ● 関係者とのコミュニケーションについて、社外のみならず、<u>社内関係者とも積極的にコミュニケーションをとることが必要である旨</u>を記載
サイバーセキュリティ経営の重要10項目
<ul style="list-style-type: none"> ● 指示3について、セキュリティ業務に従事する従業員のみならず、<u>全ての従業員が自らの業務遂行にあたってセキュリティを意識し、必要かつ十分なセキュリティ対策を実現できるスキル向上</u>の取組が必要である旨を記載 ● 指示8について、<u>事業継続の観点から、制御系も含めた業務の復旧プロセスと整合性のとれた復旧計画・体制の整備の必要性や、対象をIT系・社内・インシデントに限定せず、サプライチェーンも含めた実践的な演習の実施等</u>について記載 ● 指示9について、<u>自社へのリスク波及を防ぐ観点からサプライチェーン全体での対策が必要</u>であること、委託先に一方的な対策を強いるのではなく、<u>方策の実効性を高めること</u>を記載 ● 指示10について、<u>有益な情報を得るためには適切な情報を提供することも必要</u>であることを強調しつつ、<u>被害の報告・公表への備え</u>をすることや<u>ステークホルダーへの情報開示</u>について記載 ● その他、全体的に対策を怠った場合のシナリオや対策例の追記等

かつて、サイバーセキュリティはサイバー攻撃から自社の IT システムやそこで扱われる情報資産の保護を主たる目的として議論されてきた。しかし企業活動の多くをデジタル環境に依存する現在、会社法の求める内部統制システムの構築や必要な体制の整備、コーポレートガバナンス・コードに基づく開示と対話等において、サイバーセキュリティに関するリスクを考慮しなければ実態に即したものにはならず、サイバーセキュリティを包含するエンタープライズリスクマネジメントの実践が求められている。

現行のガイドライン Ver.2.0 では「経営者は、サイバーセキュリティリスクを認識」することを求めていたが、Ver.3.0（案）では「サイバーセキュリティリスクが自社のリスクマネジメントにおける重要課題であることを認識」することを求めている。また、Ver.2.0 ではセキュリティ投資を経営者の責務としていたが、Ver.3.0（案）ではさらに踏み込んで、「サイバーセキュリティに関する残留リスクを許容水準まで低減すること」も経営者の責務としている。

また、Ver.3.0（案）では、サプライチェーンを「在来形の部品調達などの形態や規模にとどまらない、デジタル環境を介した外部とのつながりの全てを含むサプライチェーン全体」と定義し、業界毎の事情やサプライチェーン内での役割分担、相手先の対応能力等の状況を勘案して「対策への目配りが必要」との表現に改めた。

なお、「関係者との積極的なコミュニケーションが必要」の表現は変わっていないが、Ver.2.0 では顧客や株主等のステークホルダーに対して平時の対策を行っていることを情報開示する意図であったことに対して、Ver.3.0（案）では、インシデント対応体制が有効に機能するよう、社内関係者とのコミュニケーションも同様に重要としていることに留意されたい。

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第三部
interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）
kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）
sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）
interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）
CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD対応水リスク
- ◆ 水リスク
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD対応）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2022